慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	エルブシュラ・モハメド・エラミン君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.1 (1989. 1) ,p.139- 146
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19890128-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

論文の第二章において、顕然示されている。著者が将来において、更に研究を発展せしめ、「前途」なお「程遠し」といえども、当該論題のすべてを論じつくすことを期待する次第である。

さて、望蜀はともかくとして、本論文は、以上縷説せる如く、その題名にみえる「基礎的研究」という用語を充分に満すものであって、法史家にとって、まさに「空谷の足音」とも称しうるものである。

仍って、ここに審査員一同は、一致して本論を以て、法学博士（慶應義塾大学）の学位を授けるに適当なるものと考え、これを推挽する次第である。

昭和六十三年九月一日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　利光三津夫
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　向井　健
副査　慶應義塾大学文学部教授　高橋　正彦

エルブシュラ・モハメド・エラミン君
学位請求論文審査報告

慶應義塾大学法学研究科公法学専攻に在学するエルブシュラ・モハメド・エラミン君（以下「エルブシュラ君」という）から提出された慶應義塾大学法学博士学位請求論文は、

「犯罪予防における警察制度の役割等に関する研究
——スーダン共和国と日本の制度及び実務の実際の比較検討を中心に——」

であり、その構成は、大別して五部に分かれる。

まず、本論文執筆に至る簡単な経緯と章立てを紹介する「はじめに」に続いて、

一　スーダン共和国における刑事司法
二　犯罪原因論
三　犯罪の予防
四　犯罪の予防における矯正施設の役割
五　日本の警察制度のスーダン共和国への導入の可否について

につき、順次、叙述が進められる。

その内容を摘記すれば、次のようになる。

まず、「スーダン共和国における刑事司法」の大項目で論じ

られるのは、スーダン共和国における犯罪の趨勢につき、犯罪白書をもとに、欧米諸国及び我が国と比較し、米国に比するときは未だ少ないものの、欧州の各国とほぼ同数あるいはそれに近い発生率であり、しかもスーダン共和国における経済の実情を反映し、財産犯が暫増の傾向にあり、少年非行も増加していることをまず指摘する。次いで、スーダン共和国の司法制度一般を論じるが、同国においては、三〇〇に及ぶ部族が存する一方、異なった多数の政治思想、しかもそれらはいずれも宗教的な背景を異にするが故に、社会構造そのものが複雑であり、法の指導原理を統一することが極めて困難であるという。もとより、制定法に種々の指導原理が見られるものの、イスラム教の正義が法源として無視出来ないうえ、これまでの長期にわたる植民地支配の影響が多くの点に根深く残り、警察組織もとかく政治に支配されがちであったこと、したがって、刑事司法制度の中でも、とりわけ強大な権限を有する警察組織の近代化こそが、スーダン共和国の刑事司法制度の近代化を促すものであり、急務であるというのである。

そして、刑法及び刑事訴訟法は、一部我が国のそれと共通するところがないではないが、かつての宗主国である英国の影響を強く受けるとともに、刑罰においては、イスラム教の教えに基づく固定刑（ハッド）、同態復讐刑（ギザース）、答刑等が、今なお実施され、これが、我が国や西欧諸国との大きな相違点になっているというのである。

二の「犯罪原因論」については、これまでの「欧米」の犯罪原因論の概要を紹介したものと、スーダン共和国の二か所の中央刑務所の受刑者に対する実態調査結果をもとに、既存の「犯罪原因論」が、スーダン社会における犯罪原因の説明にいかに応用され得るかを論じたものとに大別できる。ことに前者については、我が国における犯罪原因論の多くが、学者や実務家によって、欧米のそれがそのまま紹介されて祖述されている点を批判し、日本の文化、伝統、社会の在り方と全く違った欧米の社会で起きた犯罪の原因分析から得た仮説を、そのまま用いるのではなく、日本の実情を分析した結果に基づいた日本の犯罪原因論を構想すべきではないか、というものであって、我々は、この正しい指摘に応えねばなるまい。

また、ここで何と言っても特筆されなければならないのは、後者の犯罪原因を実証的に検証した実態調査である。すなわち、エルブシュラ君は、一九八四年に、首都ハルツームと紅海に面した港町ポートスーダンにある各中央刑務所の受刑者にアンケート調査をし、回収した結果を慶應義塾大学の計算センターで分析したことである。アンケート調査は、二三の大項目（うち一項目は、氏名に代えて被収容者番号）からなる詳細なもので、これらを三七表（番号一ないし二一）にまとめたうえ、さらにそれを要約して、一表（番号二二）と五図とにまとめたものであって、同国の刑務所で受刑中の者たちに対するこのような詳細な調査は、これまでに例を見ないものであり、この点につい

ての功績は極めて大きいと思われる。

三の「犯罪の予防」で大きな部分を占めるのは、警察制度であり、言うまでもなく、これこそがエルブシュラ君の関心の最も大きな部分を占めているところである。ここでは、日本の警察制度を歴史的に概観したのち、警察組織全般にわたって検討し、そのなかでも、警察組織の科学化と外勤警察の活動（交番制度、派出所制度）に注視し、とりわけ後者、外勤警察活動が、防犯上顕著な役割を果たしているとの認識の下に、その中心的な役割を担っている職務質問をとりあげているが、その構成は、まず、我が国における職務質問の実際を明らかにし、次いで、警察官職務執行法二条についての法意を検討したのち、我が国の職務質問についての判例を分析したものである。判例分析の方法は、概ね我が国の研究に沿うているが、職務質問の多様な局面につき判例理論を分析整理した後、スーダン共和国の警察活動の多くを外勤警察活動に振り向けることを提言するものであり、職務質問にあたり、人権を考慮した運用を実現するためにも、日本の実務の実際をいかに活用することができるかを検討する部分は興味深い。もっとも、日本においては、任意捜査が原則であって、特別の定めがなければ強制捜査には及び得ないとされているため、職務質問も当然のことながら任意のものと考えられているのであり、もっぱら行政警察の必要上、強制にはわたらない一定限度の有形力の行使がどの程度許されるか、換言すると、行政警察の要請から個人の自由をどの程度制限することができるかとの方向で、職務質問に関する判例が積み重ねられて来ているのである。これに対し、スーダン共和国における警察組織は、捜査権限はもとより検挙者を起訴しかつ処罰することができるほどの強大な権限を有しているのであり、仮に日本における判例の基準を取り入れようとするならば、自らの権限を縮小ないしは規制する方向に向かわなければならないのであり、警察組織内におけるかような意志の統一が果たして可能なのか、疑問がないではない。しかし、スーダン共和国が近代法治国家を目指すのであれば、国民の人権に最大限配慮しながら、犯罪の予防を目的とする職務質問の導入をはかることも必要なことであって、それを指向する同君の態度には、基本的に正しいものがあるといえよう。

四の「犯罪の予防における矯正施設の役割」に関する部分は、比較的短い。

日本とスーダン共和国との刑務所の処遇の状況の比較、少年法制の彼我の比較、少年非行についての両国の比較等に分けられるが、まず第一は、国あるいは社会の経済レベルを反映し、スーダン共和国における一般国民の生活水準に比して、日本における受刑環境は恵まれ過ぎて、必ずしも刑罰としてふさわしいものではないのではないかとの指摘があり、次に、少年事件について、スーダン共和国においては、我が国の少年法のような特別法が制定されていないため、成人の刑事犯と同様、刑事訴訟法が適用され、処遇の面においても差異が認められておら

ず、少年事件の特殊性からすると、少年法制度の導入の必要があるというのであり、また、日本における少年非行は、学歴・職業を問わず発生しているが、スーダン共和国では、未就学者あるいは無職の者に限られていると指摘している。

このような一般的な比較はみられるが、これ以上の検討がなされていないのは、両国の社会制度及び経済状況等が余りにも違うために、より具体的な「比較」が困難であるからかも知れない。

五の「日本の警察制度のスーダン共和国への導入の可否について」の部分は、既に述べて来たことと重複するところもみられるが、両国の歴史的背景、政治体制、社会制度、宗教感、習慣等、多くの点において相違するのに、果たして警察制度を導入することができるのか、犯罪の原因及びその予防について、我が国の実務がどの程度参考になるのかというところが問題にされるべきである。エルブシュラ君は、彼我の法制に多くの類似性があることを指摘するとともに、次の諸点を挙げて、その導入は可能であり、かつ必要でもあるというのである。

① 刑事司法制度が、多様化していても、犯罪の定義及びその原因等には、それほど差異があるとは思われないこと

② 制定法は、実体法と手続法とに分かれ、実体法はシャリアーすなわちクーランによって定められるが、手続法はスィヤーサすなわち政策の問題であり、国家の義務でもあるから、刑事司法制度の近代化は国家の義務であること

③ 刑事司法制度や犯罪の処遇、その根底にあると思われる人権については、法制度が異なっても、世界に承認されたものであることが必要であること

④ 日本の警察制度は、欧米の制度を導入しながら日本の伝統的性格を強く打ち出して、独自に発展させ、世界に冠たるものとなったのであるから、スーダン共和国はもちろん他のアラブ諸国においても、その比較には意味があること

⑤ スーダン共和国においては、その警察制度をはじめとする刑事司法制度を、主に英国から導入しているが、英国におけると同様、スーダン共和国においても犯罪が増加する傾向にあり、この点においても、犯罪発生率の著しく少ない日本の刑事司法制度の導入の可否を検討することに意義があること

等をあげる。

たしかに、スーダン共和国の法制度は英国の法制度の影響を強く受け、日本の法制度と共通している面がないではないのみならず、日本が明治初期、歴史的背景、政治体制、社会制度、宗教感及び慣習等すべての面において異なった西欧の法制度を導入したことに鑑みれば、エルブシュラ君が正しく指摘するように、今後の努力と方策の如何によっては、スーダンにおいてもその導入が必ずしも不可能ではないのかもしれない。

本論文の主眼でもある外勤警察官の制度について、スーダン共和国においては、警察職員の大部分が警察内部の勤務に就い

ているが、警察の近代化をはかり、省力化することによって生じた余剰の人員を外勤警察官に振り向けることができるというのである。

最後に、エルブシュラ君は、スーダン共和国のための犯罪や非行の予防モデルを作成し、スーダン共和国における刑事司法制度と警察の近代化のための具体的な提言及び日本の警察制度のいかなる部分の導入をはかるべきか具体的に示して、本論文の結論としている。

ところで、エルブシュラ君は、スーダン共和国の首都ハルツームの警察省において約一六年の実務経験（うち三年間はカタール国において警察勤務及び現地警察官の指導にあたる）をもつ警察官であるが、一九八二年五月に来日して以来、六年半にわたって、我が国に滞在し、日本の警察制度について、文献を渉猟して理論面を研究するとともに、折りにふれて、警察庁あるいは警視庁の幹部と会い、警察実務に関する指導層の考え方を学び、警察大学校を訪ねて、幹部警察官の研修制度の実情を見聞し、さらに機会ある毎に第一線の警察署、派出所、駐在所を訪ね、行政警察と刑事警察の両面について、現場の状況をつぶさに調査して多くの情報を集め、理論的、実践的に考察検討を加えつつ、スーダン共和国の警察制度との比較検討を試みて、スーダン共和国の警察制度の現状を打破し、改善するための提案を試みようとしたのである。

エルブシュラ君の本論文は、二年前に、英文で書き上げられた第一稿に大幅な訂正・加筆がなされて出来上がったものである。法学研究科委員会において、外国人留学生の提出する学位論文は、できるだけ、日本語で書くことが望ましいとする申し合わせがなされたことを受けて、同君に、格別の努力を求めた。日本語による論文の下書が提出された後、修正を求めた多くの個所を検討し、その間、習い覚えた日本語のワープロを駆使して作成したものであり、全く語系の異なる日本語で、長文の専門論文を仕上げるというのは、並たいていのことではないと思われるが、スーダン共和国の警察制度の改革に寄与したいとする使命感に裏付けられた努力が、これを完成させたといっても過言ではない。

エルブシュラ君の指摘するように、スーダン共和国の法制度、殊に、刑事司法制度は、多くの矛盾や欠陥をはらんだ、前近代的な法制度と言わざるを得ないが、それは、一方では、イスラム教の聖典クーランに制約されているためであり、他方では、英国の法制度をモデルにした刑事諸法典が制定されているにもかかわらず、警察・検察・裁判などの諸司法機関が、一世紀以上にもわたって統治・支配されてきた植民地時代の影響から、未だに、意識的にも、機構的にも脱皮できずにいるためであろうと思われる。そしてこれらの司法機関のなかで、欧米先進諸国あるいは我が国の常識と著しく異なるのは、警察組織が極めて強大であって、捜査はもちろん、検察官にかわって起訴し、さらには裁判の一部を行うほどの権限を有し、刑務所の管理、

処遇にまで手を延ばしているという事実である。そして、その警察の現実は非能率的であり、事務処理の大部分が手作業で行われているため、警察スタッフの七〇パーセントにも及ぶ多くの者たちが、屋内でのデスク・ワークを行っており、外に出て、民衆の生活に入り込む者は、極めて少数に過ぎないというのである。

スーダン共和国の国土は、我が国の七倍の広さがあるにもかかわらず、人口は、六分の一の約二〇〇〇万人にすぎない。その国民が、言語、習慣、宗教を異にする三〇〇もの部族に分かれているのみならず、警察官一人当たりの人口が、我が国の警察官一人当たり五五六人と比べて、二・五倍の一二九四人であり、いかにも手薄である。日本の警察活動の一特色をなす派出所、駐在所のように、住居の居住地と密着した関係と比べて、余りにも異なった風土であり、はたして、エルブシュラ君の思うように、日本の警察制度が、スーダン社会のモデルになり得るかどうかについては、相当の疑問がないではない。

しかし、スーダン共和国を構成する部族の多くは、家族的な結合が強く、地域社会と密接に関連し、社会環境の統制と市民生活の安定に貢献するヒスバの制度が根付いている。したがって、警察が市民生活に根を下ろし、社会や市民生活の安定に協力する素地は十分にあるのであって、警察と協力せず、敵対関係にありがちな欧米社会とは、この点大いに違うのである。

次に、エルブシュラ君の払った努力の大きさの一つを示すのに、犯罪原因論を実証的に検証しようとした実態調査がある。既に述べたところと、若干重複するが、エルブシュラ君は、一九八四年八月に、一時帰国した際に、首都ハルツームと紅海に面した港町ポートスーダンにある各刑務所にアンケート調査を依頼し、日本に戻ってから後、さらに確実を期すためスーダン共和国の警察省を通じてアンケート調査を補足的に依頼し、これらを回収して慶應義塾大学の計算センターで分析したのである。アンケート調査は、かつて犯罪原因論を研究した折りに、若干の実態調査の結果を目にして、それにヒントを得たものであって、二三の大項目（うち一項目は、氏名に代えて被収容者番号）からなる詳細なもので、実際のインタビューには、刑務所職員が協力している。同じ内務省に属するとはいえ、刑務所当局者が、この大掛かりな調査に協力した背景には、エルブシュラ君の日本での研究に対して、スーダン共和国の内務省の幹部がいかに大きな期待を寄せているかということを如実に示しているものと思われる。もっとも、純学問的、客観的にみれば、調査方法、アンケートの項目の選択、分析などに、改善すべき問題点が少なくないと思われるが、これまでスーダンの犯罪原因について、具体的に調査した例が殆どなく、しかも、現に受刑中の者の意識調査は、はじめての試みであるから、この点でも、興味のある有意義な研究であるといえるが、しかし、今後、「比較群」に対して、同様の調査を実施し、「国内移住の問題が犯罪の原因になるのか」、「飲酒が犯罪原因といえるの

か」、「職業につく機会の不公平は、真に犯罪原因であるのか」、「銃、その他の凶器の管理と犯罪とにどのような関係があるのか」、「精神の弱さ、宗教的教えの影響力が、犯罪原因にどのような作用をもつのか」等につき、調査を重ねる必要があると思われる。

また、本論文は、行政法学の観点からいうと、行政警察に関する部分にはやや不足がないわけではない。すなわち、行政警察の分類上には異論の余地がないわけではないし、引用する文献に適切さを欠く部分（宮崎清文「警察官のための行政法講義」は巡査部長、警部補昇進のためのものである）も見られるし、その他にも、掘り下げの不足な部分、思い違い、論理の飛躍、日本とスーダン共和国という二つの異なった社会の相違に目をつぶって、警察制度を比較し、日本から学ぶものを掲記し、それの導入を考えるといった短絡的な議論の進め方もないではないといった部分がみられる。したがって、今後、さらに行政警察や警察概念の研究を進めることが必要であるし、このことが母国の警察制度の発展にさらに資することになるであろうと思われるのであり、一層の研鑽を積まれて、さらに実りある研究成果が得られることを期待したい。

本論文には、右のような問題点がないわけではないが、同君の言葉を借りれば、スーダン共和国の刑事司法制度のうち、刑罰は、シャリアーの問題、つまり、クーランに定められたことを厳格に法規化すべき問題であるのに対して、刑事手続は、スィヤーサ、つまり政治・政策の問題である。エルブシュラ君が、日本の刑事警察の長所を、スーダン共和国に取り入れることが可能であると考えるのは、刑事訴訟の現実の執行に大きな部分を占める警察省に、同君自身が所属しているためであり、同君自らが内務省の政策決定者を説得して、警察の機構改革を実現し得る見込みがあると考えたからであろうし、他方、犯罪の暫増傾向（とはいっても、欧米諸国に比べれば。未だ安定しているとの見方も可能であるのだが）にあるスーダン共和国の治安当局者は、エルブシュラ君の報告と改正提案に大きな期待をもっているからであろう。このような治安当局者の態度は、警察のエリート官僚を六年半余にもわたって在外研究をさせていることからも、十二分に推測し得るところである。

かような事情を考慮すれば、エルブシュラ君のまじめな努力を評価するとともに、さらに今後の成果を期待して、同君に学位を授与することが、同君の今後の警察制度改革の推進者としての足掛かりにもなり、長期間、存分に研究させたスーダン共和国の内務省当局者の英断に応える道でもあろうと思われる。

外国の制度を文献によって勉強し、外国人の書いた文献を孫引きして紹介するというのではなく、六年半の長期にわたり、日本語を学び、日本の刑事司法、とりわけ警察組織のあらゆる部署の人々と面会してまとめた知識に基づいた日本の制度紹介は、十分説得力がある。刑事政策を研究する者たちも、日本の警察の実情について、これほど詳しく、広く、しかも深く知っ

ているとはいえない。日本語で表現した本論文の叙述の何倍も多くの知識が帰国後、エルブシュラ君の報告書、論説、そして警察学校の講義などで広められることを考えるとき、まことに心弾むものがある。

エルブシュラ君の本論文を読みながら思ったことの一つは、日本語での叙述という制約のためでもあるが、母国語で表現できないもどかしさが、随所から伝わってくるということである。それは、あたかも、明治期の日本の法学徒が、欧米に留学し、理論と実務に接し、その新知識を何とかして、自分たちの遅れた社会に取り入れ、そして法体系を改善するにはどうしたらいいかを、もどかしくも思い巡らせていたことに極めて類似しているといえようか。長い間、植民地支配下において、不自由を強いられ、イスラムの教え及びそれに基づく社会統制と輸入された英国法制度の両立から生じる混乱、加えて経済の停滞、貧富の格差など、制度改革にブレーキとなるマイナス要因が多いという点では、日本の過去の状況とは異なった条件にあると思われる。しかし、そうした条件をわきまえつつも、スーダンの警察制度をはじめ、その他の官僚機構を改め、社会正義を実現したいとするエルブシュラ君の気迫が伝わるのである。長い時間をかけ、まず、経済・政治・教育のあり方におけるギャップを埋め、しかる後に、制度改革へと進んで行くといった、途方もなく時間がかかりそうなプログラムを実現するのには、エルブシュラ君のように確固とした目標を見定め、それを懸命に邁進するといった態度が、結局は最上の在り方なのかもしれない。それほどに、純粋に我が国の警察制度を徹底的に学ぼうという姿勢が随所に現れている論文である。

以上の理由により、我々は、エルブシュラ君の本論文が法学博士（慶應義塾大学）の学位に値するものであり、同君に学位を授与することが適当であるものと考える。

昭和六三年九月二〇日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　宮澤　浩一
副査　中央大学法学部教授　法学博士　渥美　東洋
副査　慶應義塾大学法学部教授　金子　芳雄